

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成24年9月18日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成24年9月18日（火曜日） 午後2時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 第97号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第98号議案～第102号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第103号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第104号議案・第105号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（15名）

委員長 滝川健司	副委員長 加藤芳夫				
委員 下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	
鈴木達雄	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝
菊地勝昭	荒川修吉				
議長 夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後2時00分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る9月13日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第97号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第2号）から第105号議案 平成24年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いいたします。

第97号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

はじめに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、大学問題対策事業、17ページでございます。

事業におけるアドバイザーの役割をお聞きします。

2点目、関係機関との調整経費の内容をお聞きします。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 大谷大学閉校後の利用につきましては、株式会社コーチングスタッフ1社に絞り込み、交渉を進めているところです。その中で資金計画、教育プログラム等の計画書の内容を精査し、大谷大学閉校までの経緯を踏まえながら、市にとって有効な契約ができるかどうかを判断していく上で助言をしていただくことを考えております。

さらに、開校までの課題、諸問題への対応、進行管理について、その都度、相談をさせていただくということを考えております。

次に、関係機関との調整経費につきまして、株式会社コーチングスタッフとの交渉、愛知県の医務国保課看護対策グループあるいは学事振興課私学振興室との調整で必要となる旅費を計上しております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 わかりました。

1点目の助言をいただく方なのですが、差し支えなければ、どういった方がアドバイザーになっているのか、内容はわかりましたので、どういった方かということだけ教えていただければと思います。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 学識経験者といえますか、これまで大学の再建の実績があり、学校法人三河学園設立準備委員会にも協力をいただいている方を予定しております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 当然、アドバイザーに報償費が発生しておりますので、お名前等がもしわかりましたらお知らせください。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 人間環境大学の方で片山先生を予定しております。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項1目一般管理費、作手総合施設整備事業、17ページでございます。

1点目、基本設計の対象となる施設は具体的に何か。

2点目、地質調査の対象となる敷地はどこであるのか。

よろしくお願いします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 1点目、基本設計の対

象となる施設についてでございますが、本事業の作手総合施設整備事業に係る施設については、現在の作手総合支所にかかります庁舎と、作手開発センターにかかります山村交流施設であります。

2点目の地質調査の対象となる敷地についてでございますが、地質調査の対象敷地は作手総合支所庁舎と山村交流施設の建設予定地であります。建設敷地は、現在、作手地区総合整備委員会を開催いたしまして、現庁舎立地場所を含めまして周辺土地を検討しております。建設現場を決定後、地質調査を行う予定で考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 2点目の地質調査の場所についての確認でございますけれども、現在の作手地区総合整備委員会での話で、ある程度、敷地、建設地が決まってから地質調査の場所を決めるという、こういう理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 ただいまご指摘がございましたように、作手地区総合整備委員会におきまして、この立地場所につきましてご検討いただきまして、その検討結果をいただきまして、その後、立地場所を決定し、地質調査に入ってまいりたいという考え方であります。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

第97号議案、平成24年度新城市一般会計補正予算（第2号）、歳出3款3項1目児童福

祉総務費、児童虐待防止対策緊急強化事業、21ページ。

1、児童虐待防止対策強化事業について

（1）事業内容と目的及び期待される効果はどのようなものであるか、お願いします。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 ご質問の児童虐待防止対策強化事業の事業内容と目的、期待される効果という点ですけれども、今回の補正予算でお願いします児童虐待防止対策緊急強化事業の内容は、児童虐待ケース管理システムの整備に係る備品購入費、研修会への参加旅費、また虐待を受けている、受ける恐れのある要保護児童への支援及び適切な保護を図るための組織であります新城市要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣に係る報償費でございます。

目的及び期待される効果としましては、児童虐待ケース管理システムの整備では、近年、本市におきましても管理しなければならない件数が徐々に増加、長期化の傾向にあります。また、支援の内容も複雑、多様化しております。ケースによっては、市の関係部署だけではなく、小中学校、児童相談センター、保健所、事案によっては警察や法務局など複数の関係機関が連携して支援に当たる事例もあり、それぞれの支援内容等を集約してケース記録を作成・管理しなければなりません。

相談・虐待通告の受付から管理ケースとしての実際の支援活動の記録、ケース検討会議の資料作成など、システムを導入することによりケース管理事務を一連の支援の流れとして管理することができ、事務の効率化が図られるとともに、万一の事態には、それまでの経緯を踏まえ、迅速で適切な対応が可能となるものと考えております。

また、システムを導入すれば、事務所間や関係する職員の異動があっても統一的な支援の流れが継続され、ケース管理を円滑に引き継ぐことができます。

研修会への参加、あるいは要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣は、直接支援に携わる職員の資質向上、ケース検討会議における外部の見識者からの助言による支援方針の検討など、支援の実務能力の向上を図るものであります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 児童虐待ケース管理システム整備なんですけど、大変重要なものであることはわかったんですが、このケースを導入されて記録を取っているのは、いつごろから始められた事業なんですか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 時期としては、かなり前からございますけれども、現在、直接ケース管理というか、やっておる件数はおおむね10件程度でございます。それ以前に管理案件であったものについても、児童虐待の芽というんですか、それがいつ起こるとも限りませんので、そういった点についても、現在は積極的なかわりはしないまでも、保育園、幼稚園、小中学校から、関係機関からの小さな情報を小まめに収集しておく必要がございますので、そうした管理件数を含めると、その数倍の規模に上るものと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、生まれたときから小学校、中学校、ずっとの中での相談件数、また虐待の心配があったときにケースとして入れていくということなんですけど、ということは、それをこども未来課に、例えば学校とかでの通告があった場合は、そちらに報告があり、そこで入れるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 当該システムにつきましては、紙ベースで情報をいただきまして、こども未来課で直接入力、管理するようなものと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ということは、管理したら、それが防止につながらないといけないわけですが、それが防止につながるような対策、具体的にはどういうふうに使われるんでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 先ほども申し上げました中の、要保護児童対策地域協議会の中に実動部隊と申しますか、チームがございますので、そちらで対応するというようなことです。その場合に過去の情報、支援の経過等を把握した上で適切な対応を図っていくということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今出てきました地域協議会のアドバイザーが予算の中に入っておりますが、このアドバイザーはどのような方が就かれるのか、わかっていたら教えてください。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 このケース検討会議のアドバイザーですけれども、先ほど申し上げましたように、要保護児童対策地域協議会の中の一組織でございますけれども、こちらに上部組織と下部組織がございますので、上部組織では八楽児童寮の責任者等が入っておりますけれども、今まではケース検討会議に直接携わっておりませんでしたので、そうした方にアドバイザーという形で参画していただくことを予定しております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 確認ですが、このアドバイザーの方は年間を通して、こういう会議が開かれたときにはアドバイスをいただくということでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 ケース検討会議につきましては、おおむね2カ月に一度開催しておりますけれども、事案によりまして出てきていただく、あるいはそうでないケース

等ありますので、緊急事案等がございましたら、ケース検討会議についても、より頻度を高く実施する必要がありますので、その所要の額を予算で計上しております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、第97号議案、平成24年度新城市一般会計補正予算（第2号）、歳出3款3項11目児童福祉施設整備費、新城地区こども園建設事業、21ページです。

建設予定地場所及び用地測量範囲と鑑定評価の箇所数は、よろしくをお願いします。

○**滝川健司委員長** 古田こども未来課長。

○**古田孝志こども未来課長** 新城地区こども園建設事業の建設予定場所、用地測量範囲と鑑定評価の箇所数ということでございますが、新城地区こども園の建設予定候補地につきましては、新城中部地区区長会からの要望、中央・城北保育園運営委員会はじめ関係者のご理解、ご協力によりまして、市内宇宮ノ後地内の現城北保育園敷地を含む北側一帯と定め、事業を進めてまいります。

用地測量範囲は、新設園に必要とされる用地の決定と、それに合わせた分筆準備、周辺の公共施設の整備の必要性も踏まえ、富永神社所有地1筆及びその周辺の土地を含めた約2万6千平方メートルを予定しております。

不動産鑑定につきましては、取得を予定する土地が複数筆ありますので、候補地周辺において近傍類似地1カ所を標準地として設定し、その標準地を評価した上で取得を予定する土地のそれぞれの土地価格を算定してまいります。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今の答弁で、富永神社境内地及びその周辺の2万6千平米を測量ということを開いたんですけれども、境内地を含むその周辺ということは、周辺には道路、赤道も入るし、その外に民地もあるんですけれど

も、整形化ということで行くと、民有地をどの程度に考えているのか。それから、富永神社の境内といいますと、今の城北保育園があります北側等という、非常に不整形な敷地になっていくと思います。それと、大事な能舞台もありますので、それらをどのように考えておるのか。

それから、その北側を斜めに走っている道沿いの民地、立竹木建物等もあるんですけども、その辺の考え方は、どのような考え方で買収予定ですか。

○**滝川健司委員長** 古田こども未来課長。

○**古田孝志こども未来課長** 富永神社周辺の用地につきましては、先ほど申しましたように、富永神社の所有地が1筆で約2万4千平米弱でございますので、非常に大きくございます。その周りには市道等の公共施設が入っておりますけれども、こども未来課としては、なるべく整形な形で敷地が取れるようにということで計画をさせていただきますけれども、すべて今後、測量調査の結果を踏まえて周辺の地権者等との本格的な協議に入っていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 富永神社1筆で2万4千平米、2万6千平米なので、あと2千平米が民有地というような考え方になると思うんですけれども、今、城北保育園が建って何十年になるのかわかりませんが、なぜ2万6千平米全部を測量する意義があるのか、教えてください。

○**滝川健司委員長** 古田こども未来課長。

○**古田孝志こども未来課長** 全体の測量ということですが、将来的に土地をお分けしていただくときに分筆作業が必要となりますので、外周区域も測っておかないと分筆作業ができないということで、富永神社所有地をすべて測るということでございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、以前、城北保育

園をそこへ設置するときの測量データという
か、座標値計算とか、そういうものがあって、
なおかつ一部増設したときにも、当然、神社
境内の関係者との、面積の確定には測量をし
た経過があるはずなんですけれども、今回は
追加で境内地をやる場合については、恐らく
今までのデータが使えるのではないかと思う
んです。改めて2万4千平米、境内地全体で
2万4千平米をやる必要がどこにあるのかが
疑問なので教えてください。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 現在の借地につ
きましては、富永神社の所有地のうち約
3,100平米を市の城北保育園の敷地というふ
うにお借りしております。また、その敷地内
には富永児童遊園がございますので、そうい
ったものもございまして、かなり古い測量で
行っておりますので、現在の測量の精度に合
わせたものにしたいというふうに考えており
ます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 数十年前の測量と、確かに
今の精度はGPS関係で大分違いますけど、
それはわかります。

そうしますと、2万4千平米については、
富永神社全体を把握しますと、敷地が確定し
ますと。現在借りている3,100平米と遊園地
というのは、分筆はされていないんですか。
それとも、口頭だけの契約、文書化した契約
のうちという形で契約されているんですか。
今、分筆はされておるのかどうか教えてください。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 城北保育園の敷
地等につきましては、分筆はされておりませ
ん。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 分筆されていないくて、借地
面積とか、単価ももちろんですけども、どう
やって面積を算定したんですか、教えてください。

さい。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 当時のことで、
確定的なことはわかりませんが、その
ときに簡易な測量で出したものというふうに
思われます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、「のうち」
ということがいいんですね。その扱いでいい
んですね。ということは、「のうち」以外で
あと2千平米、これは恐らく南北道路の右側
ピアゴがきますので、そのまま整形の用地を
求めるということが、富永神社境内から外れ
た北側のほうで、せんだっての委員会か何か
で物件移転調査とかそういうもので、何か
16棟ぐらいという話があったんですけど、民
有地は、あと2千平米は、並行して道路の北
側を買い求めるという考え方でよろしいんで
すね。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 測量の範囲とし
て、道路の北側、不整形、三角形になってい
る土地が数筆あると思いますけど、そちらを
含めて測量調査を実施するという事です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、改めて今後
進めていく中では、改廃が進んでいくことにな
って行くんですね。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 測量調査の結果
を踏まえて、どういった敷地が最適であるか
ということ、全体計画を検討しまして、そ
の後の対応になるかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 敷地についてはおおむねわ
かりましたけれども、鑑定評価のことについ
て、先ほど標準地を1画地取って、1筆評価
という形と言われたと思うんですけど、一つ
は宗教法人の敷地になります、境内地とい
うのは。それ以外、赤道を挟んだ向こう、一つ

は民有地、1カ所の標準鑑定でどうやって宗教法人の鑑定評価と民有地の鑑定評価が、私は現実には結び付かないと思うんですけども、1筆だけで本当にいいのかどうか、教えてください。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 当該予算の見積り等をしましたところ、境内地につきましても宅地見込みであるということで、1筆でいけるというふうに私どもは聞いて、今回の予算計上という形になっております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 2万4千平米、1筆を標準地を求める場合、ある程度の画地を取るんです、鑑定評価の中では。私は、どうやっても評価しにくいと思うんですけどね。これは今日、明日の問題ではないんですけど、1画地の標準評価、標準宅地を取る場合には、ある程度の標準宅地という基準地がありまして、それを2万4千平米に当てはめるとするのは非常に難しいと思うし、なおかつ境内地というのは、あくまでも宗教法人の土地であって、それを宅地見込地として評価するというのも、過大評価につながってくる気がしますが、その辺についてはどのような思いなんですか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 現在、補正でお願いしています予算につきましては、不動産鑑定につきましては1カ所ということで、あくまで積算をさせていただいております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう一点、最後ですけれども、現状は城北保育園、遊園地等は借地ということで賃料を払っております。せんだって、確か委員会の中では購入を目的でいきますということで、今後の新たなこども園ができたときとか、新城地区こども園ができたときには、あくまでも市が所有するという考え方で進めていくということよろしいですね。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 現在の予定では、新城地区の新たなこども園につきまして、建物の底地、建物敷地につきましては取得するという考え方で進んでおります。また、地元の富永神社にもそういった市の考え方はお伝えしてありますので、今後、順次交渉を詰めていくというような段階になろうかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出4款1項4目母子保健費、すこやか子育て事業、23ページ。

すこやか子育て事業について、(1)健康かるてシステムの内容とその活用目的は。

(2)児童虐待防止事業におけるこども未来課との連携は。

よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 まず、1点目の健康かるてシステムの内容とその活用目的でございますけれども、愛知県下の各自治体では今年の4月から、妊娠届出の際に県が主導で統一されたアンケート調査を行うようになっております。アンケートは、妊婦が妊娠などがわかったときの気持ちや困っていること、悩んでいること、不安なことなどをはじめとして13項目ということになっております。これにより、妊娠届出の際に具体的な記載や聞き取り調査を行うことで、妊婦と早期からのかかわりを持てるようになってきておるところでございます。

今回、電算委託料として計上させていただきましたシステム改修は、現在、乳幼児健診

や予防接種の記録などのデータを管理しております健康管理システムであります「健康かるて」の一部改修を行って、この妊娠届出のアンケート結果の情報をコンピューターに入力いたしまして、妊婦の現状や取り巻く環境などをデータとして記録するものでございます。

活用の目的は、この妊娠届出書のアンケート結果の情報を出産後の赤ちゃん訪問や乳幼児健診の情報に加えることで、子育て支援などにつなげていこうというものでございます。

また、このアンケートの結果につきましては、愛知県に報告をしております。愛知県では、県下の自治体からの報告を今後随時蓄積してまいりまして、妊婦のリスクやその要因などについて分析して、妊娠、出産、子育てへの支援をすることを目的として活用していきたいということでございます。

2点目でございますけれども、児童虐待防止事業におけるこども未来課との連携でございますが、すこやか子育て事業における補正予算のうち児童虐待防止に係るものは、児童虐待防止の研修の受講に係るものと、虐待防止の意識向上を図るための広報啓発用のパンフレットの購入に充てる経費でございます。研修につきましては、子どもの虐待の取り組みの重要性を理解し、保健や地域関係機関の連携や支援が必要な人などの見きわめなど、実際の事例検討を通して、今後の活動からネットワークのあり方などを学び、こども未来課をはじめとする関係機関と速やかな連携が取れるように努めていこうとするものでございます。研修の内容につきましては、こども未来課など関係者と情報を共有することにより、スキルアップに努めていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 確認を兼ねてお聞きしたいのは、「健康かるてシステム」というのは、先ほど妊娠時の届け出をするときにアンケー

ト調査をするというお話がありましたけど、これは誰がどのような形で行われるアンケートなのか、詳しく説明をお願いします。

○**滝川健司委員長** 夏目健康課長。

○**夏目昌宏健康課長** 妊娠届出の際のアンケートでございますけれども、妊娠届を住民の方が健康課保健センターへ届け出にみえるわけなんですけれども、そのときにご本人から受付に当たりました保健師が、県が統一した項目に従って聞き取り調査を行っていくということでございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 妊娠届出というのは、母子手帳を持ちにくるときとは違うわけでしょうか。

○**滝川健司委員長** 夏目健康課長。

○**夏目昌宏健康課長** そのとおりです。母子健康手帳の交付を受ける際にお越しいただいたときのことでございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** そのアンケートを県に提出して、そこで分析するという話でしたが、この「健康かるて」というのは、市できちんとこのカルテを管理するという、「健康かるて」というのはそういうものではないのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 夏目健康課長。

○**夏目昌宏健康課長** まず、健康かるて、システムの通称の呼び名なんですけれども、それにつきましては、そのシステム自体は従前からあるんですけれども、今、お話ししましたアンケート調査の結果を処理するために、新たに処理する機能を加えるというような形のものです。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 先ほど、市で今までであったものには予防接種等、さまざまな情報も一緒に、一体化して行うということでしたけど、これにつきまして、妊娠時にアンケートをとるとことのほかに、虐待防止につながる

情報みたいなものを入れるということはないんでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 虐待防止につながる直接的な文言を入れるということは想定しておりません。ただ、アンケートの13項目、大見出しで13項目にわたっているわけですが、その中には虐待防止、統計資料としてデータを蓄積すればということなんですけれども、使えそうな項目というのがございまして、例えば流産や早産を経験したことがあるかとか、身近に困ったときに助けてくれる人がいるかとか、たばこを吸うかとか、今までにかかった病気、特に心の病気といいますか、精神的なものというようなことも、そんなに詳しくではないんですけども、設問の中に含まれておりまして、こういったものをデータで取って、集計等をつけることによって、ある程度のデータが蓄積されてくれば虐待防止などにつながるデータが読み取れるようになるのではないかと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 妊娠時からそういうアンケートをとって、虐待防止につなげるというのは、これはとてもいいことだと思います。妊娠時に既に虐待につながるような可能性があるということは考えられますので、せっかくそこまで調べて、その後、出産後や育児期、こういう段階でのチェック、アンケート、こういうものは市として考えていないのでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 現在考えておりますのは、まずは妊娠届出の際のアンケートの処理ということで、子どもが生まれてからというときには、赤ちゃん訪問等をしていくわけなんですけれども、そのときに妊娠当初からのデータも訪問に当たっては頭の中に入れていき、対応に当たっていく中で問題等が起きそうかなというようなことがあれば――、ただ、

その時点でコンピューターの中に入れられる状況にはないと思いますけれども、まずは紙ベースで処理していくということと、こども未来課とも連携を取りまして、データ提供というようなことも考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほど研修の点では、こども未来課の研修と一緒に考えていきたいというようなことがあったんですが、こども未来課との連携につきましては、先ほどもこども未来課からは児童虐待管理システム、これも紙の保管ですが、一応そういう記録をとっている。それから、今回も「健康かるて」の記録をとっていく。その辺につきまして、さらに今度はこども未来課にも保健師さんが増えたわけですので、さらなる連携の、具体的にどのような防止につなげていくかということについて、ぜひとも進めていってほしいわけですが、最後をお願いということで終わります。

○滝川健司委員長 次の予防接種に 부탁드립니다。

○前崎みち子委員 それでは、続きましてお願いします。

4款1項5目予防費、予防接種事業、23ページ。

予防接種事業について、(1)不活化ポリオワクチンの導入に対しての情報提供等、生ワクチンからスムーズに移行するための対策はどのようにされますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 定期予防接種のポリオ予防接種につきましては、この9月1日から、経口接種の生ワクチンから皮下注射の不活化ワクチンに変わったところがございます。移行に当たりましては、平成24年5月までに生ワクチンを1回のみ接種した子どもを対象としまして、新城医師会協力の下で臨時的な措置として、7月と8月に2回目の生ワクチン接種の機会を設けました。これは、生ワクチ

ンについては2回接種を完了できれば、ポリオ予防接種は終了ということになるために行ったものでございます。

今回の改正に合わせて、新城医師会との協議の下、接種形態を、生ワクチンにおきましては集団の形で保健センターで接種をしておりまして、今回の改正に合わせて、医療機関で行う個別接種という形に変更させていただきました。これは、国においては医療機関で行う個別接種を原則とするというようなことと、予防接種の種類や接種の回数も増えてきておりまして、ほかの予防接種との接種間隔も非常にきつくなってきておること、医師の判断でということでございますけれども、複数のワクチンの同時接種が可能というようなことなどの諸環境から、個別接種という形に変えさせていただきました。

また、この移行の前に、8月でございますけれども、市内の医療機関の医師、看護師、事務職の皆様などを対象としまして、外部から講師をお招きしまして、予防接種の研修会を開催して、不活化ポリオワクチンの導入をはじめ、最近の予防接種の状況などについてご指導いただき、安全管理に努めたところでございます。

ポリオ予防接種の情報につきましては、広報ほか、市のホームページに掲載させていただきました。それと、不活化ポリオ予防接種対象者の保護者には個別にそれぞれ通知を差し上げたところでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 変わり目になった方たちには、大変混乱される事業だと思いますけど、先ほど5月までに1回行われた方は、7月、8月に2回目を行ったということなんですけど、これは5月に行った人たちはうまく移行ができたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 5月までに1回目という方を、7月、8月に2回目のワクチンをし

たわけなんですけれども、やはり保護者の中には予防接種の健康被害というのを心配されておられる方もおまして、2回目の接種、臨時の機会を設けるに当たりましては、その対象者の子どもさんの保護者に生ワクチンと不活化ワクチンとの差、健康被害につきましても情報を流させていただきました。それで、予防接種を受けるに当たりましては、保護者の判断でということでありましたので、具体的に数字は持ってきておりませんが、案内した方全員ではなく、ごく一部の方が生ワクチン、1回目を飲んでおるんですけれども、2回目は不活化のワクチンになってから接種したいというようなことがございまして、100%案内をした方が受けたというものではございません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 このワクチンについての確認なんですけど、生ワクチンは2回接種で完了という形なんですけど、不活化ワクチンは全部で3回ということで、移行した方というのは、その辺についても正しい情報というか、その辺が混乱している方もみえるかと思いますが、その辺につきまして不活化ワクチンと生ワクチンの回数、この辺につきましてはどのような状況でしたでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 生ワクチンの接種でありますと、2回で完了ということですが、不活化となりますと、現在、国のほうで言われておりますのは、定期接種として認められておりますのは3回です。ただ、今後情報がいつ出てくるかということもあるんですけど、国で考えておるのは4回でございます。1回もポリオの生ワクチン等を受けていない方につきましては4回ということです。ただ、現状、定期接種で認められておるのは3回まで、4回目というのは今、臨床試験中ということで、国のほうでデータを集めておるということでございます。一応、国から流れてき

ておる、不確定な情報なんですけれども、年を越してから4回目というものが接種の対象に入ってくるのではないかということでございます。

生ワクチンを1回受けておる方が、2回目は生ワクチンを受けずに不活化ポリオワクチンを受けるといった場合には、まずは生ワクチンで受けたものを、不活化ポリオ予防接種1回受けたということとみなすという形になっておりまして、今、認められておる3回をベースとして考えるのであれば、生ワクチンを1回受けておれば、残り2回の注射による予防接種が必要だということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変わかりづらい、これ以外にも、生まれてから1歳の間に受ける予防接種も、任意のものも含めると大変あります。その辺につきまして、今回9月1日から変わったということで、多分赤ちゃん訪問か何か、予防接種のお話を保護者の方にされている時期によっては、このことがよくわかりづらい人もいると思うんですが、相談されれば、自分の子どものスケジュール、この後、自分がどういうふうなスケジュールを組んでいけばいいのかということが、一つ一つの予防接種だと大変わかりづらいと思うので、そのスケジュールについての相談というのは、これはどこの窓口で行っているのでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 予防接種につきましてのご相談は、新城保健センター健康課で受け付けております。9月からの接種の通知は先に出しておるところなんですけれども、今のところ、細かなスケジュールをというような直接的な問い合わせは来ていないというように聞いておりますが、今回の補正予算には上がってはおりませんが、4種混合も国のほうで今準備を進められておるということでございますので、4種混合が入ってきますと、今の不活化のポリオがどういう位置付け

になっていくのかというようなこともあるものですから、それぞれの子どもさんが予防接種を受けるときには、その体調にもよって、受けようと思っても受けられないということもあるものですから、それぞれ子どもさん一人一人に対してスケジュール管理が難しいというような状況になってくるかと思えます。今ちょっと検討しておるのが、標準的なサンプルみたいなものをつつとって、医師会の先生方にもご相談申し上げて、こんな形というものを今から考えていこうという話をしているところでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 確認したいことは、今、関心のある方は、そういうふうにご相談も少なく、いろいろ自分で学ばれていると思うんですが、情報が入らない方、ほのかとか、そのほかに子どもに対する関心が余りない方、こういう方というのは、新城において心配されるこういう予防接種、特に移行期等、さらに心配されるわけですが、そういう保護者の方というのは、数字的にもしわかれば教えていただきたいですけど、わからなかったら、そういう方はいることはいるというふうに認識していますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 予防接種に無関心の方という、そういう数字でございましょうか。それは把握してはおりません。医療機関で個別で受けていただけるものにつきましては、基本としまして予防接種を受けられる機関というのは、恐らく子どもさんのかかりつけ医のところでは受けているのが多かろうと理解しておるんですけど、お医者さんのほうでも勧めていただくということで、うちのほうとしましては赤ちゃん訪問、4カ月健診だとか、場合によっては1歳6カ月健診、そのときにも母子手帳の中を見る機会がございますので、そのところで打っていないような状況であれば、速やかに打つようにというよう

な形で指導をしていっておりますので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 7款1項3目観光振興費、観光一般事業経費、31ページです。

観光アンケート調査委託料について、アンケート調査の目的、内容及び調査結果の活用方法と目標とする成果について伺います。

もう一点は、アンケート調査委託の方法及び費用算出の根拠を伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、観光アンケート調査の目的、内容、調査結果の活用方法と目標とする成果についてお答えさせていただきます。

新東名高速道路及び三遠南信自動車道鳳来峡インターの開通により、交通アクセスの変化が現象としてあらわれているというふうに考えております。また、新東名愛知県内の区間の開通後は、さらに変化していくものと推測しております。

6月議会で実態把握の必要性を下江議員からいただいたところでございますが、確かにご指摘のとおり、基礎調査が不足していたという面がありました。このため、この調査は三遠南信自動車道鳳来峡インターチェンジの開通以降の交通実態を明らかにするとともに、集客施設の利用者ニーズを把握し、本市の観光振興策を検討する上で必要となる基礎数値の収集と、その結果からの課題検討を行うことを目的としております。

また、新東名開通後の交通動向を分析する

上でも基礎資料となることを目的としております。

内容につきましては、交通量調査、観光客動向調査、年間観光データ調査、課題整理等を実施します。

調査の結果の活用方法としましては、新東名高速道路の開通に対応する観光基本計画の見直し、誘客戦略等における基礎資料の一つとして活用してまいりたいと思っております。

目標とする成果につきましては、新東名高速道路開通に向けて観光産業の推進、地域活性化を促進し、交流人口の増加と経済効果の実現に向けての施策展開に結び付けていくということでありませぬ。

続いて、アンケート調査の委託方法及び費用算出の根拠でございます。

本調査委託は、先ほど申しました交通量調査、観光客動向意識調査、年間観光データの調査に加えて課題整理というものを行うつもりでございます。各種調査におけるノウハウと課題整理についても、交通実態や観光客のニーズを踏まえ、新城の魅力を向上させる取り組みや自動車道の開通前におけるデータ等の比較検討が必要になります。専門的な知識、経験、実績を有するコンサルタント業者に委託を想定しております。

費用につきましては、交通量に係る調査費用、各種観光施設での交通に関するデータや利用者意識等の観光動向調査、課題整理業務と、それに伴う協議等の費用を積み上げたものでございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 確認です。三遠南信、新東名、引佐ジャンクション以東が開通しまして、交通量の動態が変わってきたというのはわかるのですが、2年後に新城インターも開通するというところでございます。

今回、基本計画をつくるということやられるということなんです、前につくった計画も記憶に新しいわけですけど、いつつくる

ということですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 観光基本計画自体は、平成22年3月に策定しております。そのときも新東名や三遠南信自動車道の鳳来峡インターの開通というものは、ある程度は想定していたわけですが、実際にどの程度まで、鳳来峡インターでしたら活用されているのか等々のこともございまして、今回の見直しの中でそれらを具体的に数値把握し、施策に展開していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 見直しというのは、今年度とか来年度とか、いつでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今年度を実施したいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この基本計画、実際は計画だけではなくて、実際にどう活用していくんだという、その先があるかと思うんですけど、また3年弱後、新城インターが開通するというので、その後もまた調査を行いながらということになるかと思えますけれども、実際に活用という面で、基本計画を具体的にどこどこの施設にとか、どこの観光地にとか、そういう具体的な活用、成果目標とか、そのあたりは検討されているのでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 活用方法につきましては、平成22年の道路交通センサス調査というものが出ておまして、そこから今の状況、それから開通した後の状況等を比較検討しながら、道の駅でありますとか、既設の道の駅等々のところで観光ニーズがどういう形の変化をしているかということで、そういう集客施設への支援だとか、観光看板のあり方だとか、そういうものも含めて具体的な施策として取り組んでまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 道の駅も今計画されておるわけですが、現在、引佐まで、引佐から鳳来峡までというような高規格道路がつながっているような状況で調査するというのですが、今度、新城インターができた後というのは、恐らくかなり鳳来峡で出る、入る、一つを取っても新城インターが開通すると変わってくるのかなという気がします。

今回、当然調査は必要だと思いますが、3年弱の間にまた変化が訪れるようなことですので、その調査成果を具体的な観光施策に反映するという段階、すぐに具体的に対応していくというようなことが必要だと思うんです。そうでないと、やろうと思っていれば次の変化がまた起こったというようなことになりまので、看板等いろんなことがあると思うんですけど、その辺の対応をするという時間的に、すぐにやるのかどうかということなんですけど、その辺についてはどうですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 この調査結果に基づいて観光基本計画を見直した上で、その中で各関係の方から意見をいただいた上で、できるものについては実施していくという、将来的に向かってこういうふうにしなればいけないというものについては、長期的な内容を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出7款1項3目観光振興費、自然公園等管理事業、29ページ。

1点目、レストハウス板敷浄化槽修繕の緊急性と具体的な内容は。

2点目、施設再開に向けての修繕であると考えてよいか、以上2点お願いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、レストハウス板敷浄化槽修繕の緊急性と具体的な内容に

についてお答えさせていただきます。

湯谷園地板敷は、昨年度末まで有限会社板敷に行政財産使用の許可をしておりましたが、今年度の継続使用はしないとの文書の提出がございました。そこで、鳳来商工会を通じて、平成24年6月1日から使用事業者の募集を行い、応募のあった事業者に行政財産使用を許可しました。板敷の営業に当たって、現在、浄化槽の一部、2台あるブロアーポンプのうち1台が経年劣化により作動しない状況となっております。そのため、現在1台のみで運転している状況ですが、本来は2台の交互運転で浄化槽の機能を維持させていますので、現在使用している1台のポンプに過度の負担がかかり、その1台が不具合を起こした場合はトイレ等を含む排水の処理ができなくなる可能性があります。こうしたことから、修繕を早急に行うため予算を計上させていただいております。

2問目の内容ですけれども、施設再開に向けての修繕であるというふうに考えてよいかということで、施設を運営していただくための修繕であるというふうに理解いただきたいと思います。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 2台あるブロアーポンプのうちの1台が経年劣化により故障したということですが、参考に浄化槽の形態といいますか、単独槽であるのか合併処理浄化槽であるのか、それとブロアーが2台あるということなんですけど、これは何人槽の浄化槽であるのか、その辺をお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 浄化槽の形態は、合併処理浄化槽でございまして、100人槽でございます。ブロアーポンプは通常は2台動いて交互運転という形で行っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、次の2点目の再質疑ですが、24年6月から商工会を通じて、

この施設を使用する業者を募集したということで、使用許可を与えたということなんですけれども、再開に向けての修繕ということで、使用許可を与えた時点を教えてください。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 使用許可につきましては、平成24年6月12日に使用許可を交付しております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 夏休み前には再開をするというようなことであったという話も聞いておりますけれども、再開に向けての修繕であるのであれば、今、再開しているのかどうかわかりませんが、再開の状況とそのめどが立っているのか、このあたりをお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今、使用許可を出し、中の設備等の調整をし、既に休憩所については早急に、9月終わりぐらいまでには始めたいということで聞いております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光一般事務経費、31ページ。

観光アンケート調査委託料の委託先及び調査目的と用途について。調査目的と用途については、鈴木委員から先ほどお伺いしましたので、委託先についてお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 先ほど鈴木達雄委員の質疑にお答えしましたとおり、委託先の選定に当たっては専門的な知識や経験、実績を有するコンサルタント業者に委託を想定しております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 差し支えなければ、コンサルタントの会社のお名前と、どのような業務を主にやっているかお聞きしたいんですが。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 入札を予定しておりますので、コンサルタント業者の具体的な内容は差し控えさせていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 歳出8款2項3目道路新設改良費、道路新設改良事業、33ページ。

1点目、市道的場2号線道路改良の必要性及び道路の改良方法を伺います。

2点目、市道東入船3号線（仮称）の用地取得、その範囲及び取得費の算出根拠を伺います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 それでは、1問目の市道的場2号線の道路改良の必要性及び改良方法についてということで、お答えさせていただきます。

市道的場2号線の道路改良の必要性と改良方法につきましては、当該計画地は宮ノ後地内に建設中である大型店舗とJR飯田線沿いの市道的場2号線の間箇所でありまして、事実上、県道能登瀬新城線沿いとなります。店舗利用者の安全対策として、店舗前については事業主による歩道設置工事が行われておりますけれども、店舗境界内で歩道がなくなってしまうという計画になっております。市としましては、この区間におきまして、現在、新城市土地開発公社が昭和60年に県道改良用地として先行取得している土地であることから、通行者の安全を考え、愛知県に用地買収と歩道の設置を申し出てきました。現在のところ、予算の確保が厳しくて施工できる状況

ではないということで県から回答がありましたので、市としまして市民の交通安全対策を図る必要性から、店舗側が設置する歩道に接続する自歩道を計画しているところであります。

2問目の市道東入船3号線（仮称）の用地取得の範囲につきましては、計画全幅員8.02メートルの道路築造ができる範囲としております。算出の根拠につきましては、庁舎用地と関連しておりますので、こうしたものと整合したものとしております。その内容といたしましては、建物、その他工作物、不動産移転雑費等であります。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 1点目の市道的場2号線ですけれども、大型店舗が自分で歩道をつくれますというところから、どこまで歩道をつくるということですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 JR飯田線が南側にございます。そこに市道的場2号線という実際の路線が入っているんですけれども、その間までです。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 線路にくっついているんですよね、そこまで来れば。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 線路にくっついているというか、並行して走っている路線です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 だから、その歩道はずっと店舗側から延びてきて、県道を延びてくるわけですよね。先ほどの説明だと。違いますか。的場2号線というのは、いわゆる線路に沿った路線のことですよね。そちらの説明でしたか、確認です。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 南北に県道が走っておりますので、それに並行して歩道を設置するものです。ですから、的場2号線というの

は線路に並行して走っていますので、それから直角に北へ向かって店舗までの間という形です。公社が三角形に持っている土地なんですけれども、ご理解いただけないでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 図がないのではっきりわかりませんが、県道の歩道を市がかわってつくりますよということですよ。的場2号線と合流するところまで。だから、それは線路の踏切までと考えてもいいのか、ちょっと空くのかということを確認したかったんです。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 事実上、線路とは少し空くと思います。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、今度こども園計画があるわけで、そちらの通園の車、歩行者の安全性という点も踏まえた的場2号線道路改良かなと、言葉づらを見た限りでは思っていたんですが、そういった計画というのは、今回は店舗絡みの計画だけで、そっちのこの路線の計画というのは特に考えていないんですね。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今回の予算の中では考えておりません。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目にいきます。

くどくもまたお聞きするわけですけど、市道東入船3号線（仮称）ですが、市道認定がないと用地取得はできないということですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路事業としての取得はできませんけれども、公物管理上の道路としてはできる可能性もあります。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路事業としての取得はできません、認定していないと。しか

し、公物管理上はできることもあると思います。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと聞きにくかったので、もう少しゆっくりと説明していただけるとありがたいんですけど。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 認定をしないと、道路事業としての収用はできません。後から道をつくるということであれば、公共物管理条例に基づく道路という形での管理方法も取れますので、道路としての機能を持たせることはできるというふうに判断しております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 手法として公共物管理条例で取得しておいて、後に道路に使うということを示していくということですか。道路という目的があつて、いわゆる法律的に道路事業云々ではなくて、いわゆる道路が目的なんだけれども、手法としては二通りあるということによろしいですか、取得の方法は。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 取得の方法は二通りあると思います。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 取得費の、特に土地の問題なんですけれども、入船線は広い道です。そこから若干離れて奥に入っているということなんですけれども、基準となるどこかの土地の価格というものがあると思うんですが、今回入船3号線（仮称）の用地については、広い市役所の前面の道から、道路沿いと比較すると、若干マイナスポイントがあるということですか、算定上の。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 算出の根拠につきましては、今、土木課で考えておりますのは、1月1日付で国が発表しております公示地です。これは城北地域にあります。ここから価格を批准した基準価格を設けて、東入船地内

に批准して基準価格を設けていく方法。それから、売買事例というのがありまして、市場台四丁目地域、東沖野地域というのがあります。この売買事例から批准して、その標準地へ持っていく方法。それから、もう一つは不動産鑑定士による基準価格、参考評価をして標準地を持っていく方法、この三つの方法から一つの東入船地域の標準地を設けます。それから、さらに個別に東入船地域の中の標準地から1筆ごとに対して1筆評価をしていきます。ですから、3通りの方法で求めた標準地を基準にして出していくという形になるかと思えます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 標準地を求めた後の1筆ごとの算定で、特に広い道路から離れた距離というのが関係してくるのかどうか、確認します。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路、そうした主要なものからの批准はされております。

○滝川健司委員長 続けて、次の質疑をお願いします。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、続けて8款2項3目道路新設改良費、交通安全施設整備事業、33ページ。

1点目、整備する路線名と整備を必要とする理由及び整備範囲と方法を伺います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 交通安全施設整備事業を実施する路線につきましては、消防署から北に向かって主要地方道豊川新城線を結ぶ市道矢部線であります。当路線は2車線ありますが、歩道がない路線となっております。

整備を必要とする理由でありますけれども、当路線につきましては、去る5月10日、矢部、富沢、平井、上平井、富永の5行政区長と東郷西小学校長の連名で、矢部通学団通学路の歩道整備について要望が出されております。

5月25日に私のほうで現地を調査いたしまして、通学児童28名のうちの一つの班、6名の通学団に帯同する形で状況調査を行っております。子どもたちは南下する形で道路右側の路肩と側溝の約1.2メートルの幅を、高学年を先頭に1列に並んで通学しておりました。国道151号バイパスまで約11分間の通学時間ですけれども、対面車両は約20台、追い越し車両は約16台であり、車線区分があることからスピードを落とさずに通過する車両もありました。また、子どもたちの中には低学年もいることから、話に夢中になり列を乱す光景もしばしばありまして、危険を感じ注意することもありました。

また、国道151号バイパスの南側の矢部線につきましては、1車線で東側には歩道があるものの、右側励行を指導されているようで、通学時は歩道ではなく狭い路肩を歩行することとなっているようでした。

こうしたことから、今回、当路線について通学を含めた歩行者の安全対策を図るとしたものであります。

また、整備範囲と方法といたしましては、市道矢部線消防署前から主要地方道豊川新城線までの約800メートルについて、運転手の視覚による速度減速を促すため、車道幅2.75メートルの2車線を車道幅員5メートルの1車線区画に変更いたしまして、バイパス交差点に地下道のある東側の路肩区画線の引き直しと、幅1.25メートルのカラーペイントによる歩道区画の明示を行う計画としております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2車線車道を1車線にして、1.25メートルの緑の歩道にかわるものをつくるということだと思いますけど、歩道設置の要望があったということなんですけど、この路線の特殊事情によるものなのか、それともほかの路線も使える、いわゆる一般的な回答例として判断していったいい方法なのか、その

辺を伺います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 特殊なものではなくて、通常でも歩道の幅員が取れるものであれば、こうした形で歩行者の安全対策を図っていくことは必要ではないかと感じております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出8款2項3目道路新設改良費、道路新設改良事業、33ページです。

その他市道とはどこか。その用地購入費と補償費の詳細についてということをお願いいたします。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 その他市道はどこかということと、用地購入費及び補償費の詳細についてということで、その他市道とは、市道的場2号線と市道東入船3号線（仮称）であります。

的場2号線の用地購入費につきましては、昭和60年に県道能登瀬新城線の道路改良用地として新城市土地開発公社が先行取得した土地であることから、公社の決算上の簿価を計上しております。

東入船3号線（仮称）につきましては、庁舎用地の関連としておりますことから、整合を図り算出しており、内容といたしましては、建物、その他工作物、動産、その他移転雑費等であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、再質疑に入りますけれども、その前に、今日の午前中に経済建設委員会を傍聴させていただきました。それを聞いておりましたら、質疑するのも何かおかしくなるような話になりまして、総合政策部と建設部、ばらばらです。

道路認定に含んだ、今言われた、私が今から質疑するんですけれども、東入船3号線に

ついて細かく聞いていきますけれども、本当に道路認定が必要なのか、今、用地買収しなければいけないのか、補償費9,300万円を出す必要が今あるのか、庁舎建設用地として進めるなら、まだ話はわかりますけれども。

1時間少しかかりましたか、あの質疑が、答弁を聞いておりましたら、この東入船3号線（仮称）、建設部は全然まだ考えていないような、いつでもいいよと。周辺道路はどうなるかといっても、それもいつになるかわかりません。最後は、総合計画の後期に入ってから、27年以降考えていきましょう、そんなことで今回の補正予算で上がってきた97号議案、用地取得費の総額1億1,959万3,000円。的場線の意義はわかります。それを引くと、恐らく1億1,500万円ぐらいですか、その辺についていろいろ細かく聞いていきますので、答弁を明確にお願いいたします。

まず、道路認定とどうしても絡んでくると聞いておりました。ここに、以前、滝川委員長が使った資料がありますので、これを参考に使わせていただいてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 許可します。

○加藤芳夫委員 市長が決めたのは24年3月31日、明らかに黒く囲ったところです。この中に、今度は道路をつくろうという計画です。以前の質疑で言われたとおりです。市長は、黒く囲ったところは建設用地と。議会には、この話は今月に入って、9月議会に入って初めて出ました。以前から思いはあったと、のらりくらの答弁でありました。今日も滝川委員長と確認したら、確かに本当に当初のときには真っすぐいこうという案がありました。

そうじゃなくて、この案になった経緯ももちろんですけれども、まずここで、先ほどの鈴木達雄委員の質疑の中で出てきましたけれども、答弁で、この部分に係る用地費だという説明がありましたね。それは間違いありませんか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 用地費については、道路に係る部分であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、ここの黄色の部分の用地費が予算上2,500万円、これは2軒分という意味でよろしいんですね。それと、道路に係る分だという答弁をいただきました。それでいいですね。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 延長にいたしまして、約37メートル分を見込んでおります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 延長37メートルといっても、私も詳しくないので申しわけないけれども、起点から区域間のところまででよろしいんですか。この部分ですか。その37メートルというのを教えてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 私のほうはその図面がしっかり見えないので、わからないんですけど。

○滝川健司委員長 図面を確認して指示してください。

荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 そのとおりです。

○滝川健司委員長 庁舎敷地と重なる部分という理解でよろしいですか。間違いないですね。

○荻野喜嗣男土木課長 はい。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、ここの重なる部分ということだったんですけど、今年の補正予算で審議したと思うんです。可決して、調査測量費を議会が認めました。これは、あくまでも敷地の建設用地に係る測量と物件調査ということで予算を通させていただいて、建設用地としてずっと進んできた、ずっと私は思っておりました。

ところが、37メートル分はいつの間にか、今回、道路認定の146号議案として上がって

まいりました。なぜ道路事業の手法をここに入れたのか。今日の午前中の経済建設委員会では聞いてみると、ここの認定道路は何も今急ぐ必要ないんです。27年以降でも、30年でも結構なんです。ここの部分に約1億1,500万円も今度の補正予算でかかってきます。細かいところは後で聞きますけれども、まず何でもここに道路事業として認定しないとイケないのか。少なくとも、地区除外したところは、市長と地元の代表の方々とは約束した信義がありますよね。そこを道路用地を通そうとしている、認定しようと、この辺の考え方はどのように整理したらいいんですか、教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 それでは、お答えさせていただきます。

当初から交通の安全及び災害的な問題もありまして、南側に道路建設が必要だという認識の中で計画を進めてまいったものであります。

また、地区外の取得に関しましては、将来の公共用地の利用のために必要だということで、取得ということで、公共用地というものが市道ということになります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、当初からあったと言われましたよね。当初からあって、いつの間にか消えましたよね。確かに、当初案は私も先ほど見ました。立派な直線の道路がここに走っていました。位置は、多分、地区外じゃないかと思うんですけど。今年の5月16日の山下設計で、初めて過半の関係、建築基準法や用途区域、都市計画の関係でいろんな案が出てきた中に、ちらっと将来ここにという話があった。でも、地元に対して、道路認定して1億1,500万円を使う場合に――、資料を使います。

○滝川健司委員長 許可します。

○加藤芳夫委員 地元の皆さんに対する、こ

これは写真の写りが悪いかもしれませんが、一切この写真の中にこの道路の説明は、地元にもされていません。一般市民にも、見てください、全然やっておりません、示されていない。なぜやらなかったんですか、これを。なぜ入れていないんですか、入れようと思っていたなら。市もそのつもりで進んでおるんなら、なぜずっと隠して、9月議会になって初めて認定なんかを入れたんですか。ほかに本当の理由があるんじゃないですか。事業手法を使って。答えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今のお話ですけども、5月の山下設計がつくった・・・。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 8月23日の説明会、つい最近ですよ。それにも入っていない。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 当初の時点では、確か入っていたと思います。その時点では、道路計画も含めた中で、庁舎建設というくくりの中でやっていたんですけども、3月31日以降、確定したということで、庁舎建設としての図面という形で市民の方にお知らせしようということで、あえて道路部分は外させていただいております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 あえて市民の皆さんに外しちゃう、そんな失礼な話はないですよ。市民はこの写真を見て、現場の鳥瞰図ですよ。皆さんはこれを見て、こういうことだと納得しているんです。裏では、もうこのような絵を描いている。市民をだましているんですよ、これ。

そのことはまた後で聞きますけれども、その関連でこのところを聞きます、今度の補正予算です。

補償費が9,300万円、道路事業法に基づく認定でやる場合に、あくまでもここに係る黄色い部分だけで補償費が1億円もかかります

か。よっぽど鉛筆をなめないとかかりませんよ、こんなのは。こちらには1軒ある。もう1軒がこちらにある。これは、この人の大きな家の裏ですわ、かかっていないですわ。道路事業にかかるのは、これは何だろかな、車庫かな。車庫とこちらが委託の一部かもしれませんが、私も何十年とやっていますけど、どう鉛筆をなめても、こんな数字にはならない。

もう一点、用地費の関係。土木課長は、先ほど不動産鑑定や県の公示地、標準地を求めて鑑定評価して、ここの評価を出しますと。坪単価は幾らになりましたか。

補償費の考え方と、土木課長は用地の坪単価を教えてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 決定評価価格というのは差し控えさせていただきたいんですけども、鑑定価格は7万8千円を出しております。平米当たり7万8千円であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 坪で教えてください、坪で。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 25万7,400円程度になるかと思います。

○滝川健司委員長 補償費の答弁をお願いします。

荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 物件につきましては、それぞれ個人的な問題もありますので、細かいことは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、それぞれの耐用年数、用途、そうしたものから算出しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 個人情報ということですので、金額の細かいところはいいんですけど、では入口の方と奥の方と2軒分の補償費が9,300万円ということではよろしいですか。用地費も、入口と奥にもう一人ありますけど、その方々の土地として考えればよろしいです

ね。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 2軒分ですけれども、用地については道路幅員でやっておりますけれども、建物については1棟というのか、建物そのものを構外移転とする形で計算しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 おかしな答弁ですよ。用地はわかります。37メートルの奥行で、8.02メートルで、その分の用地費が2軒分。構外再築で補償した。用地買収外のところも構外再築ですか。道路事業法に基づいて、それはできないでしょう。庁舎建設事業ならともかくとして、何でそこで全部構外再築するんですか。

もう一点、もうここまで金額が出ているということは、内々に協議はもう済んでいるんですね。それを先に確認させてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 はっきり質疑を繰り返してください。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ゆっくり言いますけれども、用地については、道路幅員と奥行37メートル分でわかりますけれども、構外再築補償と先ほど言われました。道路事業認定の場合、事業法の場合は道路に係る部分が基本的に移転対象というのか、事業手法になるんです。奥のほうまで、関係ない建設用地まで含めて今回の9,300万円という形になっていると思うんですけれども、それが道路事業法で買収ができるんですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 残った用地、道路以外の用地につきましては、将来庁舎用地ということで、別の公共用施設用地になるということから、それも含めて道路事業として構外

移転で検討しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の意見を聞くと、用地については道路幅員、物件については庁舎用地になるところも含めて考えているということですね。将来については、事業手法が変わる可能性もあると、そういう考え方ですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 事業手法が変わるとするのは、庁舎用地の収用事業という考え方でよろしいでしょうか。後のほうは、庁舎用地の収用事業という形になろうかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、二つの事業手法を用いて、ここの2軒については収用法に基づいた事業をやるということで、よろしいですね。議事録にしっかり残したいので、はっきり言ってください。二つの事業を並行する、そういうことでいいんですね。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 二つの事業を使っていくことになろうかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、次の建設用地の収用事業についてはいつごろ執行する予定ですか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 ただいま収用事業認定の手続きのための書類等を整備している段階でありますので、それが取れ次第ということでご理解願いたいと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 AさんならAさんの契約は、こちらの分とこちらの分と二つの契約で収用に持っていくということによろしいですね。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 先ほど土木課長が答弁させていただいたとおりです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、一つのAさ

んの敷地及び建物を一つの事業でやるなら話はわかりますけど、二つに分けるということは、どこに、誰に、税法上というか、非常に無駄な税金を使う形になりますね。計算の上では余分な税金が出る、特に諸経費の絡みで。その辺はどういうふうに扱って計算されているんですか。恐らく、もう答えが出ていると思うんです、予算計上されているということは。その辺の処理について、税の公正公平の観点から言って、本当に正しい使い方をしていのかどうか、教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 正しい使い方ということで認識しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私もその道のプロです。分けることによって全然違いますよ。とんでもない余分な支出が出てくるんです。先ほど、建物から工作物、動産、立竹木移転雑費一切、分けて計算するのと合算では全然違います。その辺がまだ納得できませんけれども、長くなるといけないので、では、この道路認定。今37メートルは済んで、その先はどうするんですか、教えてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 地権者、建物等の所有者と合意ができるまで、粘り強く交渉をしてまいります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、今急がなくてもいいんですよ、この道路認定は。地権者の合意形成ができる27年以降でいいんですよ、もう少し先になるかもしれませんが、今やらなければいけない道路認定じゃないんです。

今朝の午前中のいろんな質疑の中の答弁を聞いていても、この路線は8.02メートルつくりまますけど、それに関連する各委員の質疑に対しても、入船線についても、桜淵線についても、道路構造法から言っても全然拡張の余地はないし、道路としてもできないと。だけ

ど、これはやりましょうと。少なくとも庁舎をここに建てようというのがあるならば、この道路だけ今つくる意味は何もない。少なくとも、これとこのラインを拡張しなければ、今回の補正の1億1,500万円が無駄になってしまうんです。得するのはどなたかありますよね、名前は言いませんけど。その方は得しますけど、市民全体は誰一人得しない。ましてや、ここの地権者の皆さんにも今まで全然説明をしていなかった。9月4日に借家の方だけを集めてちらっとやったと、議会にも初めてだったんです。当初からあったなんて、あったかもしれませんが、ここの部分は特に、市長の言っている庁舎建設用地と道路事業がダブってしまうんです。この辺はどう回答をいただけるんですか。

○滝川健司委員長 加藤委員、道路認定とはまた違う。予算ですので、予算の関連でなるべく質疑するようにお願いします。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 先ほどの地図を拝見できますか。

赤で囲ったところが、L字のラインが引いてあるところと、左側の真ん中、そこを除外していますが、建設用地として当初想定いたしましたのが、今、加藤委員のお示しになっていた、それ全体ですよ。Lも含めて、地権者、居住者と交渉するということで出発いたしました。

それが、去年の12月に現本庁舎の南側部分も現庁舎ゾーンという中に、一般の概念図としては入れていました。これが昨年3月の段階です。そして、昨年12月の段階で、一棟集約を目指していく等々の理由から、体育館南側にいくと。ということは、本庁舎の南側、そこところは除外するという決定が去年12月にありました。

そして、3月31日の段階は、その上に緑の部分と、左のぼこっと、そこを除外したところを建設用地とするという決定を私がさせて

いただきました。

この後、予算の質疑とはちょっと。

○滝川健司委員長 許可します。

○穂積亮次市長 その後、この中で庁舎建設を進めていく上で、L字型の部分の残ったところについて、ご案内のとおり、地権者、所有者の方は大変売却意志が強いということで、一方では、居住者の皆さんについては長年住み慣れたところであるから、住み続けたいというご意向があって、私としては3月31日の段階で、その方々の、居住者の意志を尊重しつつ、それでは庁舎の建設用地からは除外させていただきますということを申し上げたところでございます。

しかし一方で、その後、私なりにいろいろ推察したり、あるいは居住者の皆さんの行く末等々を考え、あるいは庁舎建設の将来を考えたときに、やはりその部分を、L字の緑の部分もできるだけ将来の公共用地として確保したいという考え方がございましたし、また建設用地として除外したという、そこはまた後でお話をしますが、建設用地から除外したという時点で、純然たる民と民との関係、大家さんとたな子さんの関係になられて、大家さんから立ち退き請求等が出されておまして、完全に市として関与する余地がなくなる状況が、今年の4月1日から生じたということでございます。しかしながら、それが将来的に紛争の地になることについて、市として市役所の建つ土地でもございますから、何とか避けたいという気持ちがございます。

それから、加藤委員ご案内のとおり、今回の庁舎の建設手法について、三つの手法があったわけでございますけれども、特に用途区域の変更を掛けるというのが、一番法律的にはすっきりした形だったわけでもありますけれども、現在の敷地の形状等から見れば、到底用途区域としての変更は不可能であるという状況もございました。

さらには、その緑の部分が幼稚園に至る通

園路も形成しております。こういったもろもろのことを考えて、居住者の皆さんとその代表にお集まりいただきまして、私から、これは他の自治体、あるいはこれまでの新城市の事例であるかどうかわからないけれども、現在、私としては、一つは将来の公共用地として皆さんの住んでおられる底地を確保したいと、これが第一点。第二点は、その土地に建っている建物について、非常に危険な建物であるから、もし市が所有して、買い取った場合に住み続けていただいて結構だが、安全上の保障は自己責任でお願いしたいということ。それから、住み続けていただくのは結構だが、一代限りで終えていただきたいということ。そういう条件がご理解いただけるならば、市として取得して、将来の用途区域の変更等にも備えていきたいという考えを申し上げたところでございます。

これでご理解をいただいたという理解で、私はその後の議会説明等に入らせていただきました。これについては、一般的には公共目的というものが特定しにくいケースでございます。将来、いろんな経緯からして、市として責任を負っているとは言えるけれども、そこが何のために、直接にいつ、どこで必要なんだということになりますと、なかなか難しい問題がございます。

これは、庁舎建設という大きな特殊事例、今後、半世紀にわたって市民活動、市民自治の拠点としてあるものでありますし、特に東入船の皆さんにとっては昭和30年代から親しんできた施設でございますので、入船の皆さんに愛されて、支持される庁舎でありたいということ。ましてや、それが長々と民間の紛争地になったり、場合によっては悪意の第三者に取得されて、おかしなことにされてしまったり等々になってしまつては、将来のまちづくり等々からしてもマイナスであるということ。こういうところから、市長の私の政治的な判断として、こういう提案をさせていた

だき、それによれば議会とも協議をしたいということをお願いしたわけでございます。

そういう中で、担当に指示をいたしまして、法的な問題の整理、どういう目的であれば市の取得が許されるだろうか、また地権者の皆さんと居住者の皆さんの意向が違っているところも含めて、どのようにすれば双方が不利益をこうむらずに、かつ市の将来の利益も確保できるか、こういうことを考察していく中で、将来この区域を公共用地ゾーンとして用途区域の変更をかけるというためにも、南側に道路を一本引く。その用地の一部として、先ほどの緑のL字部分もかけていくなれば、私どもが公共用地だよという意味合いも地権者、居住者の皆さんにご理解いただけるであろうし、市民の皆さんにも、将来ここは公共道路として確保していく土地だと。ひいては、まちづくりのゾーンとして区分けしていく土地だと。そして、もしこれが、道路がかかっていないL字の部分もございましたが、それも各ご理解いただくならば、幼稚園等への通学の安全確保の空間として確保できるだろうと。

こういう総合的なところから、居住者、地権者の皆さんもよくよく理由を説明すれば、ご理解いただけるのではないだろうか。そして、議会の皆さんも、非常に特殊な例ではあるけれども、この際の庁舎建設の大義というところから政治的なご理解をいただくならば、それで進めていきたいと、ぎりぎりの手法としてお示しをしたというのが経緯でございます。

そういうところから、加藤委員ご指摘のとおり、最初からこの道路を説明していないんじゃないかと言われれば、まさにそのとおりでございます。ただ、言いわけ的に申し上げれば、市民の皆さんに説明申し上げてきたのは、庁舎の建設用地、パターンをお示してきたところでもございまして、この土地をこういうふうを設定しますということをお願いしたと

ころから、周辺の、例えば駐車場の問題であるとか、外構の問題等々はまだ説明できる段階ではございませんでした。そういう意味では、説明が後手におくれたということについては、ご指摘のとおりかと思えますけれども、今回の道路認定につきましては、西側の部分は置いておくとしまして、東側のL字型の除外した部分との関連については、私自身としては、ここでぎりぎり道路認定をいただくことで次のステップにより進めるのではないだろうか、という意味でぜひご理解願いたいと思ってきた次第でございます。

長くなりました。申しわけない。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今、市長の答弁でわかってきたことが一、二点あります。

本来、今年に入って、地元との合意形成がない状況で市長と地元の代表者、借家、長屋にお住まいの皆さんとの合意形成が取れました。これを議会に出すときに、どういう財産で求めていくのかというのが大変難しい。だけど、裏を返せば、道路認定することによってすぐ議会の理解が得やすくなるんです。議会もうんと言わざるを得なくなる。反面、長屋の地権者に対しては強制力が出てくるんです。一代住みたいというところが、極端な話、市長はやらないと思いますけど、代執行ということが出来ます。

市長の言っている答弁は格好いいだけで、本当の真意ではなくて、本当の真意はまた別にあるんじゃないかと私は感じておるんです。というのは、やはり信義を地元と市長が約束したなら、それを守るべきです。午前中の答弁もそうですけど、何も道路を、今要る必要はない、そういうことは一言も触れなかった。市長は今そういうふうに言いましたけど、幹部職員はそんなこと一言も言わない。それは、この財産を、市長が地元と色々な条件の中で契約して、ほとんど借地借家法に基づく権利も剥奪するような形の、利用するだけの

権利にして、新城市の土地と建物にしちゃおうと。

だけど、それを今度は議会に出すと、非常に議会も難しいんですよ。だけど、これを一本入れることによって、物すごく楽になりますよ。この辺ともう一点は、元に戻ってはいかんですけど、道路認定の話になって申しわけない。委員長、申しわけない。

私は、市長の言ったことは全く違うと思う。もう一つは、先ほど言った、ここの用地の部分。本来なら、まだ入れなくてもいいものを、庁舎建設用地として買えばいいんですよ。この方もこの方も。道路認定が必要になったときに買えばいい。というのは、新城市道路認定基準要綱というのがあります。これによりますと、新城市が市道を認定する場合の必要事項について定められています。あくまでも新設道路のこういう場合については、道路敷地及び附帯設備については市に寄附をすることになっているんです。寄附採納になっています。今回は買収だという。認定基準にも外れたようなことを今やっているんです。それは、何か裏がないとできるわけがないんです。どう見たって、今やっていることは、ふつうは地元の皆さんからこの辺に道路がほしいと。市も出かけて行って、地元の皆さんの要望を聞いて、やはりここには道路が必要だと、そこで初めて議会に路線認定が上がってくるんです。それで、収用法に基づく道路事業として認定がされれば、それから初めて現場に入って、測量や調査をして、それからいろんなお金が算出されて、道路事業の告示も当然やらなければならないですけども段取りとしては、その後に費用が出てくるのであって、道路認定はこの後の146号議案でやろうというのに、前に予算を認めようという話なんです。逆転しているんじゃないですか。

どうですか。予算執行を先に認めておいて、道路認定が後なんです。予算の科目は道路事

業として買おうと。認定もしていないのに、議会で認めようなんていう話、これは逆転していませんか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 今回、予算をお願いしておりますのは、庁舎を確定するために、まず道路用地を確定し、その後に庁舎の用地を確定させていただいて、土地収用法の事業認定を取らせていただくと、こういう順序で考えております。

そうしますと、ある方につきましては、今2名の方、2軒というお話だったんですけども、庁舎と道路の二つの事業で、当然のことながら2事業で収用されるというような形になろうかと思えます。そうした場合に、生活再建というのはかなり必要な問題かと思われれますので、道路認定をかけまして、その補償もさせていただいて、道路と庁舎と合同に、早い時期に用地買収をさせていただくと、そのために道路の認定とあわせて今回予算を計上させていただいたということであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 星野参事、路線認定というのは——、わかりますか、この文章。新城市の道路認定基準要綱。どこにも買収なんて書いていませんよ、用地については。寄附採納ですよ、道路事業でやるんだったら。誰が買収せよと言ったんですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今、委員の言われるのは、新城市道路認定基準要綱第2条4号でよろしいでしょうか。「道路敷地及び付帯施設については、市へ寄附採納が可能なものであること」というものでよろしいでしょうか。

これにつきましては、市へ寄附、修繕やいろいろな部分で、拡幅の部分もあります。こうしたものにつきましても市へ寄附していただきたいということで、この寄附という要綱が出ています。また、業者からの開発の関係でも、新たに道路をつくるから認定してほし

いとかいう話もあります。ですから、あくまでもこの要綱につきましても、幅員5メートルで行きどまりがない道路、それから寄附していただけるものというような形をお願いしております。

これを新しい路線にすべて当てはめてしまうということになりますと、今の事業等でも用地費や補償費等は道路改良事業で支払いをしております。ですから、今後、この寄附だけを言われると、すべての土木事業、道路事業が寄附だけでないと成り立たなくなるということになりますと、事業上どうかなというふうに考えますので、この寄附というのは、今言った開発行為や修繕で少し道路を広げてくれないかというような部分に対しての条文だというふうにご理解いただきたいと思います。

○滝川健司委員長 補正予算ですので、忘れないようによろしくお願いします。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 補正予算についての質疑を進めさせていただきます。

用地決定、先ほど25万7千円、これは当然、県の公示地、不動産鑑定を取って、委託に出して、いろんな接近係数から道路状況から考えて、一つの標準地をつくったと聞きましたが、その標準地はどこを求めたんですか、教えてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 標準地は、東入船線沿いの、真ん中の道路ですね、その道路のちょうど中間ぐらいの宅地、こちらから見ると右側の。

○滝川健司委員長 そういう表現では、議事録ではわかりませんので、地名地番をちゃんと教えてください。

すぐに答えられますか。時間が要りますか。

荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 しばらく時間をいただきたいと思います。

○滝川健司委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時20分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 先ほどの標準地はどこかということでしたので、東入船13番地でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 大変申しわけない。図示で、どの辺ですか。

続けていきます。標準地、標準価格を求めるのはこの地区。街区が違いますよね。もともとはここに庁舎を建てよう、道路は別にしても街区はこの辺になるのかな。標準地は、ここここでは価格が違うんですよ、一般的に。ここで求めた価格をこっちに適用するというのはどういうことですか、教えてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 標準地は、不動産鑑定をしたところでありまして、土地評価事務処理要領というのがあります。それらによって、一定の要領に基づき批准しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そんなことは私もわかっています。ただ、ここの街区の評価を出すのに、他の街区で求めることはないんです、ふつうは。当時、市長がさっき言ったように、全体がゾーンに入っていたからここで取ったと思うんですけど、こちらにしぼったならば、この街区で標準地を取らないと、ここの西と東だけでも価格が違うんですよ。同じ路線価でも接近係数から標準地を求めていく鑑定評価の中でいくとね。なぜ、こっちのやつをこへあてがったんですか。東入船線とこれが同

じという意味で言っているんですか。とんでもない話ですよ、価格評価を算定するには。私も何遍も鑑定評価をやって、批准を取りましたけど、やはり同じ街区の中でやらなければいけないでしょう。

○滝川健司委員長 今のは質疑ですか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 また長くなるので、あと一、二点だけ教えてください。今のは後日回答で結構です。

補償費の話、先ほど星野参事からいろいろ話が出ました。細かいところまで教えられないということでしたけれども、予算では9,300万円、これは2軒分で9,300万円ということによろしいですね。まず一点、それを確認させてください。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 そのとおりです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 2軒分で9,300万円ということは、入口側の大きな敷地と建物が4棟ぐらいと、もう1戸奥の方のところの一つの建物だと思えるんですけども、本当に9,300万円も要ったんですか。どうやってはじいたのかわかりませんが、細かいところは教えてくれないかもわかりませんが、1億円ですよ。ふつうは建物が建って、例えば20年、標準の耐用年数が48年でも、20年、30年がたてば昔と補償費が違って、7割、8割が今は5割、6割なんです。同じく附帯作物やほかのものもそうですけど、みんな劣化がかかってきているんです。昔は地権者の皆さんが満足のいくようにと、お手盛りみたいにやっていたんですけど、今はそういうことはやらなくて、会計検査に合いますので、1年、2年たつことによって全部減耗がかかるんです。本当に9,300万円、確認させてください。間違いなく2軒で9,300万円がかかるんですね。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 この補償費につきましては、用地対策連合協議会、用対連と言われているもの、その算出方法によりまして、当然のことながら建ててからの経年劣化等を考慮に入れました金額ということで、補償コンサルから出てきた生の数字でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 では、コンサルから出た生の数字ということで、それを今日は信用します。

この金額について、土地と建物の金額については、最後に一言聞きますけど、入口の方と奥の方の合意形成は取れたのか、取れていないのか、協議点ですので、その辺を教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 何度もお答えさせていただいておりますとおり、庁舎建設及び道路についての概略のご了解はいただいておりますけれども、まだ金額等の提示はいたしておりませんので、まだ具体的に話は進んでいないというのが現実ではないかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 直接の担当者が、現実ではないかと、実際に参事が交渉しているのではないんですか。収用事業もこれからだ、認定もこれからだ、それで今年度の補正に上げて、来年3月までに片付くんですか。

この1億1,600万円、用地費は別にしても、建物というのは恐らく居住されていると思うんです、この2軒の方々。移転先地を求めて、移転先地が決まって、家が建って、それで初めて移転ですよ。もう9月の半ば以降ですよ。収用事業認定が10月か11月かわかりませんが、今はまだわからないと言っています。それで、相手方が3月までに移転完了できるんですか、今この補正予算に載せて。まだ話は全然していないと言っていましたよね。交渉

にあつては任意の交渉ですよ。そうした場合、任意の交渉で決裂したらどうなるんですか。予算は流れますか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 交渉がまとまりますように、親切に対応はいたしておるところであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 午前中の経済建設委員会からずっと傍聴させていただいて、今日もいろいろ質疑させていただいて、最後の一言、一言が多くなってごめんなさい。

今、道路事業として認定することは何もない。よくわかりました。市長の言っている言葉に対しても、やはり信用が薄くなる。

以上で終わります。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 先ほどの答弁で、委員長、私の答弁に対する加藤委員のご発言の中で、私はどうしても付け加えなければならないと思うことがありますので、一点よろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 許可します。

○穂積亮次市長 今の最後の加藤委員のご指摘にも関連するんですが、道路認定をすることは、それを強制執行する権限を持つことではないか。それによって、居住者の皆さんへの強制立ち退きの担保を市が得ているのではないかと、こういうご指摘でございました。これにつきましては、それだけを単独で取り出してみれば、まさにそのとおりです。形式論としては、まさにそのとおりです。

一方で、部会等にお示ししておりますように、道路認定をしていただくとともに、定期の、短期の借地権を結んでいくと、こういう仕組みになってございます。ということは、もしも市が道路認定をした上で、かつそこに住むことを認め、市が所有者となって、一方の当事者となって貸借関係契約を結んでいると、現行住んでいると。住んでいる方の同意

なく代執行をするとすれば、これは法的に耐えられません。なぜかと言えば、現況のほうが優先するからなんです。

ですから、道路認定をしたから、即強制執行をする権限を持ったというのは、それは単独で見れば、まさにそのとおりだけれども、同時に短期の借地権を設定することによって、実質上そんなことを執行できないという構造になっている。つまり、住んでいいですよということを言っている。

じゃあ、何のための道路認定かと言えば、将来の公共用地として取得をしますという利用目的を明確にすること。したがって、私は現在の所有者、あるいは地権者の皆さんの利益を図るとともに、その方々への信義を全うするとともに、他の5万市民への信義も全うしなければなりません。

じゃあ、その公共用地とは何なんだということにつきまして、将来、これは道路、もしくは通学路の安全確保、防災空地として確保したいと、その一環として、まずは道路を架けさせていただきます。それによりまして、所有者が例えば他の第三者に転売をしても、ここは道路です、公共用地です、あるいは、こういうことは余り言いたくないですが、借地権というのは非常に強うございます。ですので、借地権を一代限りだよと言いましても、そのまま住み続けるんだよという方が出る場合もあり得ます。その場合でも、これは将来的には道路として確保しておりますということによって、利用が制限されていく。それによって、私が5万市民に対して、これは公共用地として確保していくんだという市長としての責任を果たしていくことになる。そういう意味でのぎりぎりの選択として、今回、道路認定をお願いしたという経過がござい

ます。この点を地権者の皆さん、居住者の皆さんによくよく理を尽くしてご説明申し上げなければならないし、これが居住者の皆さんの現

在と将来の利益を図るのに最良の道、あるいは今、私どもが考え得る手段としてはこれしかないんだということをご理解いただかなければならないと思っています。

それが、どうしてもご納得いただけないという場合には、やはりどうしても振り出しに戻ってしまう。民と民との関係に戻ってしまうということになりかねない。そうしますと、居住者の皆さんにとっても、またこの用地を公共ゾーンとして使う将来の新城市民の利益にとっても相反するのではないだろうか、こんな考えからやっておりますので、加藤委員のご指摘は、まさにそのとおりなんです、同時に、それに加える短期の定期借地権を繰り返すということによって、実質上、その行使権限をみずから手をしばっているものだと、こういうふうにご理解いただきたいと思いますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 定借で2年というのが、市長もすごくそれなりのことを言いましたけど、決してそうではないんですね。やはり、それは怖い話ですよ。市長は信義と言うと定借のことを言いますが、借地って借家の権利じゃないんです。利用なんです。単なる利用者になるんです。これは、市長の言っていることとは違うんです。

以上、終わります。

○滝川健司委員長 質疑ではないですね。

ただいま加藤芳夫委員の発言につきまして、一連の発言の中で、録音テープを調査の上、不穏当と思われる部分があった場合には、委員長において措置させていただきますので、よろしくをお願いします。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 関連でありますけれども、

鈴木達雄委員が先ほどの質疑で回答をいただいた中で、土木課長から用地取得の場合、二つの方法ということで、道路法に基づく、市道認定に基づく用地確保と、もう一つは公共的なものを確保するための手法、その二つを言われたと思うんですけど、それをもう一回確認したいと思うんです。

というのは、例えばですけど、例え話はいかんですけど、今回上程されているものから、道路認定が不認定となった場合、用地をどうしても確保しないとイケないと、先ほどの市長の答弁の中でもるる述べられておりますけれども、そういう場合に、例えばですけども、あくまでも公共用地として近い将来、庁舎建設を含む総合的な計画を立てるんだということになりますと、管理道路として、逆に道路法を適用しない方法での取得方法、確保という方法もあるのではないのかなというふうに、さっき質疑の中で二つの案が出た中で、逆に疑問に思ったんです。こういうこともひょっとして担当レベルでは考えておいでになるのかなと。

ただ、市が示す方向の流れから言うと、そうはまずないだろうということも想定しますが、もしそういう場合として、公共用地としての確保方法があるのかなと。そうなると、補償費も含めて、いろんなところにもはね返ってまいりますので、予算にも影響してくるなど、こんな逆なことも考えたんですけど、その辺のところをもう一回確認したいと思います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 まず一つは、道路事業としての、収用事業としての道路事業です。こうしたもので、一つは道路建設していく方法、用地を確保していく方法というのがあります。

もう一つ、先ほど言いました公共用地の管理条例で持っていく場合、これにつきましてもあるんですけど、法的根拠がないものです

から、この場合でやるとしたら、庁舎の中の構内道路というような形で位置付けになってこようかと思えます。そうすると、先ほど絵で見せていただいた、そういう部分については法的な規制というか、そういうものがかかってきません。

それと、もう一つは、今、庁舎区域と南側に住宅区域があるんですけども、そこの方たちに今建っているうちを建てかえることも、例えば空き地になっているのをうちを建てたいと言っても、道路法上の道路がない限りは、都市計画法上うちが建てられない、建てかえられないという形になります。ですから、市庁舎側だけではなくて、その南側の民間の方がお持ちになっている宅地のことに関しましても、道路認定をした道路を入れる必要があるということも含みおきいただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出10款2項3目学校施設整備費、学校施設設備整備事業、37ページ。

1点目ですけれども、地質調査の対象となる敷地がどこであるのか。

2点目、基本設計における作手総合施設との一体計画についての考え方。この点は、一般質問の再質問で、企画部長から総合整備委員会の今までの経緯も含めて説明は受けておりますけれども、いま一度、確認の意味でご答弁願います。

○滝川健司委員長 小石教育総務課長。

○小石清人教育総務課長 まず、1点目の地質調査の対象となる敷地はどこかでございますけれども、これにつきましては、先ほど作手総合施設整備事業への質問で企画課からも

お答えしましたとおり、作手地区総合整備委員会で立地場所等の意見をお聞きした上で配置、調査場所を検討してまいりたいと考えております。

2点目の基本設計における作手総合施設との一体的計画についての考え方についてでございますけれども、作手地区小学校の再配置については、昨年11月に作手区長会から市及び市議会に陳情が出され、市議会において採択されたところであり、来年4月から1校2校舎体制でのスタートを予定しております。この作手区長会の陳情書では、高里地区に小学校を新設し、作手総合支所及び開発センターの再配置に伴う施設整備計画に小学校新設を位置付け、各施設の機能が有機的に結ぶ総合施設を設置する。また、新設する学校は地域の活性化を配慮した特色ある学校とするとうたわれております。

ご存じのように、高里地区は作手地区の中心部にあり、保育所、中学校、新城東高校作手校舎、診療所、分譲地などがあり、今回、作手総合支所などの再配置整備計画に小学校新設も加え、整備することによって、さらに住環境に恵まれた地域となり、作手地区の将来に大きく寄与するものになると考えております。

ご質問の作手総合施設との一体的計画についての考え方についてでございますけれども、小学校の整備に当たっては、陳情にもあるように、地域の活性化に配慮した特色ある学校として、児童と地域の方々が常に集い、活動、交流できる場所としての共育スペースを学校または公共施設に確保するなどの特色あるものにしたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 地質調査の委託費の算出についてなんですけれども、最初の2款のところの説明を受けました総合施設整備事業のところ、今の作手支所を含む周辺の敷地を対象として、配置計画が決まり次第、こちらで

地質調査委託を行うということなんですけれども、対象の敷地が同じように重なっているというか、ゾーンが同じようなところでございますので、そのあたりは地質調査の費用が重複しないのかなという気もしたので、そのあたり、委託費算出のある程度の明確な根拠というのはどのように考えたらいいかお示してください。

○滝川健司委員長 小石教育総務課長。

○小石清人教育総務課長 学校関係で考えております校舎、体育館等に係る部分を建てる敷地についてのボーリング調査というふうに考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第97号議案の質疑を終了します。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 緊急動議をお願いします。

今回の97号議案の補正予算と道路認定には非常に密接な関係がありますので、基本条例に伴う議員間の自由討議のため休憩をお願いいたします。

○滝川健司委員長 道路認定ではなく、補正予算の自由討議ですね。

ただいま加藤委員から自由討議のため休憩をされたい旨の動議が提出されました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数を認めます。

よって、本動議は可決されました。

この際、再開を5時15分をめぐり、委員会を休憩します。

休憩 午後4時43分

再開 午後5時31分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより97号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、97号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第98号議案 平成24年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から第102号議案 平成24年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本5議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本5議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第98号議案から第102号議案までの5議案を一括して採決します。

本5議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第98号議案から第102号議案までの5議案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

第103号議案 平成24年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、103号議案、歳出4款1項1目福祉費、負担金補助及び交付金、作手、11ページです。

交付金の交付先と補助対象事業内容をお聞きたいします。

○滝川健司委員長 佐宗作手地域振興課長。

○佐宗常治作手地域振興課長 交付先と補助対象の内容でございますが、高里地区にあります36基の街路灯について、電気料金の値上がりや経年により修繕費がかさんできたことから、経費節減のため、LED化工事を行うことに伴いまして、作手地区区長会へ交付するものであります。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 一点お聞きいたしますが、今後の維持管理経費というのは、区長会が持っていくということによろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗作手地域振興課長。

○佐宗常治作手地域振興課長 これからの維持経費でございますけれども、LED化に伴いまして電気料金が10万円程度となるようになります。それによりまして、維持管理につきましましては地元で組合をつくり、その組合で維持管理していくと聞いております。ですので、財産からはこれからは出しません。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 財産区のお金の使い道というのは、その財産区のために使っていただければいいんですが、今回初めてのこうしたケースがありまして、防犯灯でも街路灯でもそうなんですが、こうした場合、他地区においても防犯灯、街路灯の維持管理が高額になってきて、財産区のある区が、こうしたケースを認めると、他地区にもこうしたケースが、

うちでもやっていただきたいというケースが発生するかと思うんですが、そうした点は現状どのお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 佐宗作手地域振興課長。

○佐宗常治作手地域振興課長 作手地区の場合につきましましては、街路灯を建設した当時、中心部の顔として建設されておりまして、商店街のための街路灯ではなくて、作手地区中心街の街路灯ということで36基、千鳥状に40メートル間隔でそれぞれ設置されております。

以上のことから、この街路灯につきましましては作手地区の重要な街路灯、顔ということで、区長会、財産区も認識されまして、了解を得られております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それは全く問題ないと思っ

ているんですが、例えばほかの地区でも、建てた経緯はいろいろあります。組でつくったり、商店街でつくったり、維持経費も管理もいろんなところでやっているんですけど、私が質疑したのは、例えばほかの財産区、商店街が仮にあったとして、それが維持管理できなくなった場合において、これを仮に認めますと、こうしたケースが今回のように認められると、他地区でもいいじゃないかと、うちの財産区のお金も子どもたちが夜に道を歩くときの安心安全に使いたいよと。ただでさえ旧のルート151の街路灯なんかでも暗くなっているところがありますので、このケースを認めた場合において、ほかの財産区がうちらもやりたいというケースが出てくる可能性があるということを申し上げているつもりなんですが、その点に対する考え方。作手地区は作手地区で僕はいいと思っているし、それは全然問題ないんだけど、そこら辺の現行の考え方を教えてください。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今回の街路灯に係る補助金、この執行に関して他地区への影響とい

うことでよろしいかと思いますが、現在も他の財産区でも福祉費の交付は発生しております、その内容につきましては各財産区内の財産管理会で同意をしていただいたものについて、慣行に基づきまして執行しているという状況でございますので、各財産区の財産管理会の判断という形になろうかと思いますが、今回の作手の例はレアケースという形だと思うんですけど、基本的には財産区管理会の判断に基づきまして、各担当と調整をしながら予算編成とかいう形の調整をしていく形になると思いますので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 要は、財産区管理会の事業判断だと思うんですけど、やはりいろんなケースが考えられるということで、その都度のチェックという体制だけをお願いしたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 財産区の予算執行にしましては、財産区の手引きというものがございまして、それに基づいて適正な執行をお願いしたいということで、予算、決算の都度、財産区の役員さん方とはお話をさせていただいておりますので、適正に執行されるように、これからも調整をしながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第103号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第103号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第104号議案 平成24年度新城市新城市民病院事業会計補正予算（第1号）及び第105号議案 平成24年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第104号議案及び第105号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第104号議案及び第105号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はここまでにとどめることとします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、明日19日午前9時から再開します。

閉会 午後5時41分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司